

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月30日

住 所 福島県福島市東浜町7番8号
事業者名 福島交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 武藤 泰典

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する車両において令和4年度末時点の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両の導入率は65.7%となっている。この現状を踏まえ、車両の更新と併せてバリアフリー対応車両に置き換える。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 高齢者や障害者等が円滑に移動できるよう必要な情報を得られるよう、車内掲示やホームページ等を活用した情報提供の充実・改善に取り組む。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対象車両	バリアフリー対象車両導入

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	乗降用スロープの設置及び介助

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車の案内	バスロケーションシステムによりバリアフリー対応車両の運行情報を提供する。
バリアフリー対応車両の利用方法の周知	バリアフリー対応車両の乗車方法についてウェブサイトでの周知をよりわかり易いものとし提供する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの乗り方教室の実施	自治体と連携し老人会や新入学児童を対象とした乗り方教室の啓発活動により実施団体の拡充に取り組む。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育	スロープの操作及び車いす固定手順の教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
円滑利用を促すステッカーの掲示	バス車内に各種ステッカー(ハートプラス、マタニティーマーク、ベビーカー、補助犬同伴可、優先席表示等)を掲出する

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を内部で共有すると共に、取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。